

航空法施行規則

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定に基き、及び同法を実施するため、航空法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条の二）
- 第二章 航空機登録証明書等（第七条—第十一条）
- 第三章 航空機の安全性
 - 第一節 耐空証明等（第十二条—第三十二条の二）
 - 第二節 事業場の認定（第三十三条—第四十一条の二）
- 第四章 航空従事者（第四十二条—第七十四条）
- 第五章 空港等及び航空保安施設
 - 第一節 空港等（第七十五条—第九十六条の四）
 - 第二節 航空保安無線施設（第九十七条—第一百十二条）
 - 第三節 航空灯火（第一百三十一条—第一百三十二条）
 - 第四節 昼間障害標識（第一百三十二条の二—第一百三十二条の四）
- 第六章 航空機の運航（第一百三十三条—第二百九条の二）
- 第七章 航空運送事業等
 - 第一節 航空運送事業（第二百十条—第二百二十六条の五）
 - 第二節 航空機使用事業（第二百二十七条—第二百二十九条）
- 第八章 外国航空機（第二百三十条—第二百三十五条の四）
- 第九章 無人航空機（第二百三十六条—第二百三十六条の十）
- 第十章 雑則（第二百三十七条—第二百四十三条）

附則

- 第一章 総則
 - （航空保安施設）

第一条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第二条第五項の規定による航空保安施設は、次のとおりとする。

- 一 航空保安無線施設 電波により航空機の航行を援助するための施設
- 二 航空灯火 灯光により航空機の航行を援助するための施設
- 三 昼間障害標識 昼間において航行する航空機に対し、色彩又は形象により航行の障害となる物件の存在を認識させるための施設
（ヘリポートの進入区域の長さ）

第一条の二 法第二条第七項の国土交通省令で定めるヘリポートの進入区域の長さは、千メートル以下で国土交通大臣が指定する長さとする。

(進入表面の勾配)

第二条 法第二条第八項の国土交通省令で定める進入表面の水平面に対する勾配は、次のとおりとする。

- 一 計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従って行う着陸の用に供する着陸帯にあつては、五十分の一
- 二 陸上空港等及び水上空港等の着陸帯（前号に掲げる着陸帯を除く。）にあつては、空港等の種類及び着陸帯の等級別に、次の表に掲げる勾配

空港等の種類	着陸帯の等級	勾配
陸上空港等	AからDまで	四十分の一
	E及びF	四十分の一以上三十分の一以下で国土交通大臣が指定する勾配
	G	二十五分の一
	H及びJ	二十分の一
水上空港等	A及びB	四十分の一
	C及びD	三十分の一
	E	二十分の一

- 三 ヘリポートの着陸帯（第一号に掲げる着陸帯を除く。）にあつては、八分の一以上で国土交通大臣が指定する勾配。ただし、当該ヘリポートの立地条件を勘案して特に必要と認める場合にあつては、二十分の一以上八分の一以下で国土交通大臣が指定する勾配

(水平表面の半径の長さ)

第三条 法第二条第九項の国土交通省令で定める水平表面の半径の長さは、次のとおりとする。

- 一 陸上空港等及び水上空港等にあつては、空港等の種類及び着陸帯（二以上の着陸帯を有する空港等にあつては、最も長い着陸帯）の等級別に、次の表に掲げる長さ

空港等の種類	着陸帯の等級	半径
陸上空港等	A	四千メートル
	B	三千五百メートル
	C	三千メートル
	D	二千五百メートル
	E	二千メートル
	F	千八百メートル
	G	千五百メートル
	H	千メートル
	J	八百メートル
	水上空港等	A
B		三千五百メートル
C		三千メートル
D		二千五百メートル
E		二千メートル

- 二 ヘリポートにあつては、二百メートル以下で国土交通大臣が指定する長さ

(ヘリポートの転移表面の勾配)

第三条の二 法第二条第十項の国土交通省令で定めるヘリポートの転移表面の勾配は、二分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、着陸帯の一方の長辺（以下この項において「甲長辺」という。）の側の転移表面のこう配は、着陸帯の他の長辺（以下この項において「乙長辺」という。）の外方当該着陸帯の短辺の長さの二倍の距離の範囲内において、乙長辺を含み、かつ、着陸帯の外側上方に十分の一のこう配を有する平面の上に出る物件がない場合には、次のとおりとすることができる。

一 甲長辺の外方当該ヘリポートを使用することが予想されるヘリコプターの回転翼の直径の長さの四分の三の距離の範囲内において、着陸帯の最高点を含む水平面の上に出る物件がないときは、二分の一以上で国土交通大臣が指定するこう配

二 前号以外のときは、二分の一から一分の一までで国土交通大臣が指定するこう配

（航空灯火）

第四条 法第二条第十一項の国土交通省令で定める航空灯火は、次のとおりとする。

一 航空灯台 夜間又は計器気象状態下における航空機の航行を援助するための施設

二 飛行場灯火 航空機の離陸又は着陸を援助するための施設で、第百十四条に規定するもの

三 航空障害灯 航空機に対し航行の障害となる物件の存在を認識させるための施設

（計器気象状態）

第五条 法第二条第十五項の国土交通省令で定める視界上不良な気象状態は、次の各号に掲げる航空機の区分に応じ当該各号に掲げる気象状態（以下「有視界気象状態」という。）以外の気象状態とする。

一 三千メートル以上の高度で飛行する航空機（第三号及び第四号に掲げる航空機を除く。） 次に掲げる条件に適合する気象状態

イ 飛行視程が八千メートル以上であること。

ロ 航空機からの垂直距離が上方及び下方にそれぞれ三百メートルである範囲内に雲がないこと。

ハ 航空機からの水平距離が千五百メートルである範囲内に雲がないこと

二 三千メートル未満の高度で飛行する航空機（次号及び第四号に掲げる航空機を除く。） 次に掲げる航空機の区分に応じそれぞれに掲げる気象状態

イ 航空交通管制区（以下「管制区」という。）、航空交通管制圏（以下「管制圏」という。）又は航空交通情報圏（以下「情報圏」という。）を飛行する航空機 次に掲げる条件に適合する気象状態

- (1) 飛行視程が五千メートル以上であること。
- (2) 航空機からの垂直距離が上方に百五十メートル、下方に三百メートルである範囲内に雲がないこと。
- (3) 航空機からの水平距離が六百メートルである範囲内に雲がないこと。

ロ 管制区、管制圏及び情報圏以外の空域を飛行する航空機 次に掲げる条件に適合する気象状態

- (1) 飛行視程が千五百メートル以上であること。
- (2) 航空機からの垂直距離が上方に百五十メートル、下方に三百メートルである範囲内に雲がないこと。
- (3) 航空機からの水平距離が六百メートルである範囲内に雲がないこと。

三 管制区、管制圏及び情報圏以外の空域を地表又は水面から三百メートル以下の高度で飛行する航空機（次号に掲げる航空機を除く。） 次に掲げる条件に適合する気象状態（他の物件との衝突を避けることができる速度で飛行するヘリコプターについては、イに掲げるものを除く。）

イ 飛行視程が千五百メートル以上であること。

ロ 航空機が雲から離れて飛行でき、かつ、操縦者が地表又は水面を引き続き視認することができること。

四 管制圏又は情報圏内にある空港等並びに管制圏及び情報圏外にある国土交通大臣が告示で指定した空港等において、離陸し、又は着陸しようとする航空機 次に掲げる条件に適合する気象状態

イ 地上視程が五千メートル（当該空港等が管制圏内にある空港等であつて国土交通大臣が告示で指定したものである場合にあつては、八千メートル）以上であること。

ロ 雲高が地表又は水面から三百メートル（当該空港等がイの国土交通大臣が告示で指定したものである場合にあつては、四百五十メートル）以上であること。

(法第二条第二十二項の国土交通省令で定める機器)

第五条の二 法第二条第二十二項の国土交通省令で定める機器は、重量が二百グラム未満のものとする。

(滑空機)

第五条の三 滑空機の種類は、左の四種とする。

- 一 動力滑空機（附属書第一に規定する耐空類別動力滑空機の滑空機をいう。）
- 二 上級滑空機（附属書第一に規定する耐空類別曲技Aの滑空機並びに実用Uの滑空機であつて中級滑空機及び初級滑空機以外のものをいう。）
- 三 中級滑空機（附属書第一に規定する耐空類別実用Uの滑空機のうち、曲技飛行及び航空機えい航に適しないものであつて、ウインチえい航（自動車によるえい航を含む。次号において同じ。）に適するものをいう。）
- 四 初級滑空機（附属書第一に規定する耐空類別実用Uの滑空機のうち曲技飛行、航空機えい航及びウインチえい航に適しないものをいう。）

(飛行規程)

第五条の四 飛行規程は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 航空機の概要
- 二 航空機の限界事項
- 三 非常の場合にとらなければならない各種装置の操作その他の措置
- 四 通常の場合における各種装置の操作方法
- 五 航空機の性能
- 六 航空機の騒音に関する事項
- 七 発動機の排出物に関する事項

(整備手順書)

第五条の五 整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 航空機の構造並びに装備品及び系統に関する説明
- 二 航空機の定期の点検の方法、航空機に発生した不具合の是正の方法その他の航空機の整備に関する事項
- 三 その他必要な事項

(整備及び改造)

第五条の六 整備又は改造の作業の内容は、次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定めるとおりとする。

作業の区分	作業の内容	
整備	保守	軽微な保守
	軽微な保守	簡単な保守予防作業で、緊度又は間隙の調整及び複雑な結合作業を伴わない規格装備品又は部品の交換
	一般的保守	軽微な保守以外の保守作業
	修理	軽微な修理
修理	軽微な修理	耐空性に及ぼす影響が軽微な範囲にとどまり、かつ複雑でない修理作業であつて、当該作業の確認において動力装置の作動点検その他複雑な点検を必要としないもの
	小修理	軽微な修理及び大修理以外の修理作業
	大修理	次のいずれかの修理作業 一 次に掲げる修理作業その他の耐空性に大きな影響を及ぼす複雑な修理作業 イ 主要構造部材の強度に相当の影響を及ぼすおそれのある伸ばし、継ぎ、溶接又はこれに類似した作業 ロ 複雑な又は特殊な技量又は装置を必要とする作業 二 その仕様について第十四条第一項の国土交通大臣の承認を受けていない装備品又は部品を用いる修理作業
改造	小改造	重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他耐空性に重大な影響を及ぼさない改造であつて、その仕様について第十四条第一項の国土交通大臣の承認を受けた装備品又は部品を用いるもの
	大改造	小改造以外の改造

(設計の変更)

第六条 設計の変更の区分及び内容は、次の表に定めるとおりとする。

設計の変更の区分	設計の変更の内容
小変更	重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他航空機の耐空性に重大な影響を及ぼさない変更
大変更	小変更以外の変更

(有視界飛行方式)

第六条の二 有視界飛行方式とは、計器飛行方式以外の飛行の方式をいう。

第二章 航空機登録証明書等

(航空機登録証明書)

第七条 法第六条の航空機登録証明書の様式は、第三号様式の通りとする。

第八条 航空機の移転登録又は変更登録を受けた者は、航空機登録証明書の書替を受けなければならない。

第九条 航空機登録証明書を失い、破り、汚し、その再交付を申請しようとする者は、航空機登録証明書再交付申請書（第四号様式）に現に有する航空機登録証明書（失つた場合を除く。）を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

第十条 航空機の所有者は、まつ消登録を受けた場合には、すみやかに航空機登録証明書を返納しなければならない。

(登録記号の打刻の位置及び方法)

第十一条 法第八条の三第一項の規定による打刻は、当該航空機のフレーム、ビームその他の構造部材の見やすい位置に、直接登録記号を打刻する方法又は登録記号を打刻した金属板を外れないよう取り付けの方法により行わなければならない。

第三章 航空機の安全性

第一節 耐空証明等

第十二条 法第十条第一項の滑空機は、初級滑空機とする。

(耐空証明)

第十二条の二 法第十条第一項又は法第十条の二第一項の耐空証明を申請しようとする者は、耐空証明申請書（第七号様式）を国土交通大臣又は耐空検査員に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

区分	添付書類	提出の時期	
法第十二条第一項の型式証明を受けた型式と異なる型式の航空機（三に掲げる航空機を除く。）	一 設計計画書	設計の初期	
	二 設計書 三 設計図面 四 部品表 五 製造計画書		
本邦内で製造するもの以外のもの	六 飛行規程 七 整備手順書 八 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 九 第三十九条の四第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（法第十条第五項第四号及び第五号に掲げる航空機に限る。） 十 前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	現状についての検査実施前	
	一 航空機が法第十条第四項の基準に適合することを証明するに足る書類及び図面 二 飛行規程 三 製造国の政府機関で発行した当該航空機の耐空性、騒音又は発動機の排出物について証明する書類 四 航空の用に供した航空機については、整備又は改造に関する技術的記録並びに総飛行時間及び前回分解検査後の飛行時間を記載した書類 五 整備手順書 六 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 七 前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	検査希望時期まで	
法第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（三に掲げる航空機を除く。）	法第十条第六項第一号に掲げる航空機以外のもの	一 製造計画書	製造着手前
	法第十条第六項第一号に掲げる航空機	二 飛行規程 三 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 四 前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	現状についての検査実施前
	本邦内で製造するもの以外のもの	一 第四十一条第一項の規定により交付を受けた航空機基準適合証（検査希望時期以前十五日以内に交付を受けたものに限る。以下この表において同じ。） 二 飛行規程 三 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 四 前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	検査希望時期まで
		一 飛行規程 二 製造国の政府機関で発行した当該航空機の耐空性、騒音又は発動機の排出物について証明する書類 三 航空の用に供した航空機については、整備又は改造に関する技術的記録並びに総飛行時間及び前回分解検査後の飛行時間を記載した書類 四 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 五 前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	検査希望時期まで
法第十条第一項又は法第十条の二第二項の耐空証明を受けたことのある航空機	法第十条第六項第三号に掲げる航空機以外のもの	一 飛行規程 二 整備又は改造に関する技術的記録並びに総飛行時間及び前回分解検査後の飛行時間を記載した書類 三 使用中止中の保管の状況を記載した書類 四 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 五 前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	検査希望時期まで
	法第十条第六項第三号に掲げる航空機	一 第四十一条第一項の規定により交付を受けた航空機基準適合証 二 飛行規程 三 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 四 前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	

第十二条の三 法第十条第三項（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の航空機の用途を指定する場合は、附属書第一に規定する耐空類別を明らかにするものとする。

2 法第十条第三項の国土交通省令で定める航空機の運用限界は、第五条の四第二号の航空機の限界事項とする。

第十三条 法第十条第三項（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の指定は、前条に規定する事項を記載した書類（以下「運用限界等指定書」という。）を申請者に交付することによつて行ふ。

第十四条 法第十条第四項第一号（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の基準は、附属書第一に定める基準（装備品及び部品については附属書第一に定める基準又は国土交通大臣が承認した型式若しくは仕様（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の適用を受ける無線局の無線設備にあつては、同法に定める技術基準））とする。

2 法第十条第四項第二号（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の事項が国土交通省令で定めるものである航空機は、附属書第二の適用を受ける航空機とし、同号の基準は、附属書第二に定める基準とする。

3 法第十条第四項第三号（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の事項が国土交通省令で定めるものである航空機は、附属書第三又は附属書第四の適用を受ける航空機とし、同号の基準は、それぞれ附属書第三又は附属書第四に定める基準とする。

第十四条の二 前条第一項の型式又は仕様の承認を申請しようとする者は、装備品等型式（仕様）承認申請書（第七号の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 型式又は仕様を記載した書類

二 型式又は仕様に係る設計が前号の型式又は仕様に適合することを証する書類及び図面

三 型式又は仕様の装備品又は部品の均一性が確保されることを証する書類

四 前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類

3 前条第一項の型式又は仕様の承認は、装備品等型式（仕様）承認書（第七号の三様式）を申請者に交付することによつて行ふ。

4 前条第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた型式又は仕様について変更しようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の場合について準用する。

6 前条第一項の承認を受けた者であつて法第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けたものが、当該承認を受けた型式又は仕様に係る設計の変更（第六条の表に掲げる設計の変更の区分のうちの小変更に該当するも

のに限る。)について、第三十五条第七号の規定による検査をし、かつ、第四十条第二項の規定により当該型式又は仕様に適合することを確認したときは、第四項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。

7 前項の規定による確認をした者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 認定事業場の名称及び所在地

三 装備品等型式（仕様）承認書の番号及び装備品又は部品の型式又は仕様の名称

四 当該確認をした設計の変更の内容

8 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二項各号に掲げる書類（変更した部分に限る。）

二 第四十一条第二項の規定により交付した設計基準適合証の写し

9 国土交通大臣は、前条第一項の承認を受けた型式若しくは仕様の装備品若しくは部品の安全性若しくは均一性が確保されていないと認められるとき又は当該装備品若しくは部品が用いられていないと認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

10 前条第一項の承認を受けた型式又は仕様の装備品又は部品を製造する者は、当該装備品又は部品に同項の承認を受けた旨の表示を行わなければならない。

11 前項の規定により行うべき表示の方法については、第三項の装備品等型式（仕様）承認書において指定する。

12 第二十三条の十の規定は、前条第一項の承認を受けた者であつて、本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものについて準用する。

[中略]

航空機の騒音の基準

第 5 章 国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 8 章が適用される航空機

5-1 回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が 3,175kg 以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は 7-1 の表）に定めるとおりとする。

- a その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1985 年 1 月 1 日以後 2002 年 3 月 21 日前になされた回転翼航空機
- b その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2002 年 3 月 21 日前になされた回転翼航空機であつて、当該型式の設計について、設計の変更等（騒音値を 0.3EPNdB 以上増加させるものに限る。）の申請の受理等が 1988 年 11 月 17 日以後になされたもの

	上空通過測定点における通過中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が 80,000kg 以下の回転翼航空機	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 88 以下である場合は、88 以下であること。 $108 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 90 以下である場合は、90 以下であること。 $110 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 89 以下である場合は、89 以下であること。 $109 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$
最大離陸重量が 80,000kg を超える回転翼航空機	108 以下であること。	110 以下であること。	109 以下であること。

備考

- 1 回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は EPNdB とする。
- 2 上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下 150m の地上の点及び当該点を通る通過経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。
- 3 進入測定点とは、着陸中の回転翼航空機の直下 120m の地上の点及び当該点を通る進入経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。
- 4 離陸測定点とは、離陸中の回転翼航空機の直下の地上の点であつて上昇飛行への転移点の直下の地上の点から離陸経路の方向へ 500m の距離にある点及び当該点を通る離陸経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。
- 5 Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。

- 5-2 上空通過測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか1又は2の測定点における騒音値が5-1の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、5-1の基準にかかわらず、当該回転翼航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。
- その超える騒音値の当該超える部分がいずれも3EPNdB以下であること。
 - その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が4EPNdB以下であること。
 - それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が5-1の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。
- 5-3 回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年3月21日以後になされた回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は7-2の表）に定めるとおりとする。

	上空通過測定点における通過中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が80,000kg以下の回転翼航空機	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が84以下である場合は、84以下であること。 $104 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が89以下である場合は、89以下であること。 $109 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が86以下である場合は、86以下であること。 $106 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$
最大離陸重量が80,000kgを超える回転翼航空機	104以下であること。	109以下であること。	106以下であること。
備考 1 回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。 2 上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下150mの地上の点及び当該点を通る通過経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側150mの距離にある地上の2点をいう。 3 進入測定点とは、着陸中の回転翼航空機の直下120mの地上の点及び当該点を通る進入経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側150mの距離にある地上の2点をいう。 4 離陸測定点とは、離陸中の回転翼航空機の直下の地上の点であつて上昇飛行への転移点の直下の地上の点から離陸経路の方向へ500mの距離にある点及び当該点を通る離陸経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側150mの距離にある地上の2点をいう。 5 Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。			

- 5-4 上空通過測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか1又は2の測定点における騒音値が5-3の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、5-3の基準にかかわらず、当該回転翼航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。
- その超える騒音値の当該超える部分がいずれも3EPNdB以下であること。
 - その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が4EPNdB以下であること。
 - それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が5-3の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。